



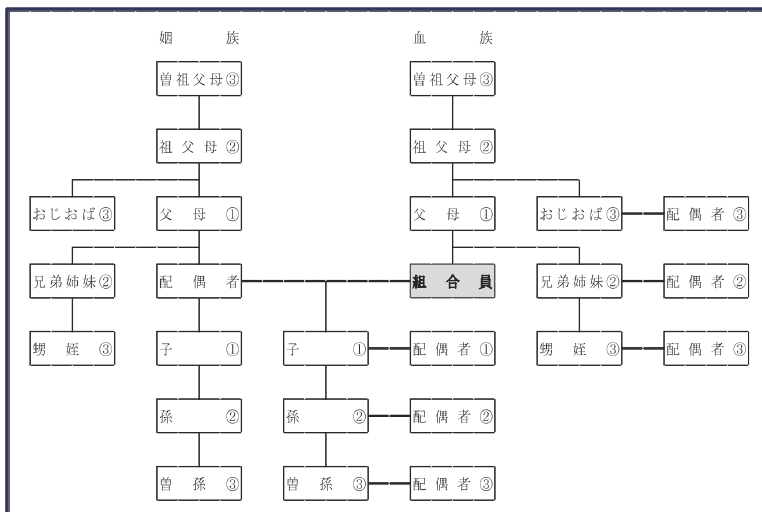
共済組合  
保健事業

# 会 食 等 利 用 補 助

組合員と被扶養者の元気回復など福祉の増進を図るため、宿泊施設の飲食等の料金についてその一部を補助します。

対 象 施 設	【会食】 宴会・食事の場合		【法事・慶事(ルブラ王山のみ対象)】 対 象 の 法 事 ・ 慶 事 の 場 合	
	対 象 者	補 助 額	対 象 者	対 象 の 法 事 ・ 慶 事
<b>公立学校共済組合</b> ・名古屋宿泊所 (ルブラ王山)  <b>地方職員共済組合</b> ・アイリス愛知 ・サンヒルズ三河湾	組 合 員 ・ 被 扶 養 者 ・ 3 親 等 内 の 家 族 ※組合員又は 被扶養者の 同伴が必要	<b>ルブラ王山・サンヒルズ三河湾</b> 2,500 円以上の利用 <b>1,100 円</b> 4,400 円以上の利用 <b>2,000 円</b>	組 合 員 【法事】 初七日・四十九日・百か日・一周忌 ・三回忌等の年忌法要 【慶事】 お宮参り・七五三・結婚記念日(銀婚・ 金婚式に限る)・還暦以降の長寿祝	補 助 額 <b>法事・慶事プランを利用した場合、1人当            たり 2,000 円補助(上限40,000 円)、            設備使用料(仏間・仏壇使用料、個室使            用料等)補助</b>
		<b>アイリス愛知</b> 2,500 円以上の利用 <b>1,000 円</b>		
	補 助 回 数		利 用 方 法	
※ 県外施設は会食 利用補助対象外	<b>年度内12回以内</b> <b>(被扶養者等の利用回数を含む)</b>		愛知支部ホームページの「諸届用紙ダウンロード」 にある「宿泊所利用 法事・慶事利用補助申請書」 に必要事項を記入し、本人資格確認書類等を持参 の上、利用日までに対象施設に提出してください。 <b>(後日提出不可)</b>	
	補 助 券 の 種 類			
	<b>会食利用補助券</b> <b>(愛知支部ホームページよりダウンロード)</b>			
利 用 方 法 等				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会食利用補助券に「<u>会食補助利用者名簿※</u>」を添付し対象施設に提出してください。(後日提出不可)</li> <li>※「会食補助利用者名簿」の提出により、利用時に補助対象者であることの証明(本人資格確認書類等提示)の代替とします。利用者名簿の添付がない場合は、本人資格確認書類等の提示が必要です。</li> <li>・「会食補助利用者名簿」は支部ホームページの「諸届用紙ダウンロード」から入手し、必要事項を記入のうえ利用施設に提出してください。</li> <li>・おせち購入利用可(ルブラ王山のみ。補助額上限あり。補助回数上限12回を含む)</li> <li>・補助回数上限超え、利用補助対象者以外の利用等が確認された場合は返還を求めます。</li> <li>※予算額を超過した場合は、補助を終了する場合があります。</li> </ul>				

## ※ 三親等内の家族の範囲 (県外施設は対象外)



## 注 意

- ルブラ王山、アイリス愛知及びサンヒルズ三河湾の補助適用は、組合員又は被扶養者の同伴を条件として三親等内の家族まで認められています。被扶養者でない家族のみの利用や組合員の家族でない方の利用は補助の対象外です。
- 県外公立共済施設での補助は宿泊のみで、補助対象は、組合員とその被扶養者のみです。被扶養者ではない家族の利用はできません。
- 利用補助は産前産後休暇、育児休業等、休業・休職中の方も利用できます。